

仙北市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求「秋田県仙北市職員措置請求書」の監査結果を、別紙のとおり公表する。

令和2年 3月31日

仙北市監査委員 高橋 祐 策

仙北市監査委員 小林 幸 悦

決 定 書

第1 請求の受付

1 請 求 人

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 請求書の提出

請求書の提出日は、令和2年3月13日である。

3 請求の要旨

- ①. 仙北市門脇光浩市長及び建設部関係職員。
- ②. 角館下延大瀬蔵橋現橋位置から下流40m下げた位置での工事計画。
- ③④. 計画を立てる事により、工事費用を削減できるにもかかわらず40m下流位置に下げ、新橋、新道路を計画し、工事費用を大幅に増大させた。又、同工事に当たり、用地買収に際し、基準に基づかない高額な価格で買収させた。
- ⑤. その結果、仙北市の財政を圧迫し、角館桧木内川内川橋等老朽化対策等着手出来ないでいる。

(以上、原文のまま掲載)

- 別紙 事実証明書 (一) 平面図の写し
事実証明書 (二) 金額が記載されている資料の写し
事実証明書 (三) 建設工事・委託業務に係る入札結果・契約内容等の写し

(別紙「事実証明書」(略))

第2 地方自治法第242条に規定する要件に係る判断

本件請求については、下記理由により受理せず、却下する。

以下、その理由について述べる。

住民監査請求は、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものであって、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。
(最高裁平成2年6月5日判決(平成元年(行ツ)68号))

請求人提出の工事平面図や入札結果などからは、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しているものとはいえず、本件主張の事実を証する書類とは認められなかった。このため令和2年3月19日付仙発監第19号「住民監査請求の受付及び補正の依頼について(通知)」でその補正を求めたところであるが、期限までに補正されなかった。

したがって、秋田県仙北市職員措置請求書に関する請求人の主張については地方自治法第242条第1項で規定している財務会計上の行為に係る住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法と認め、これを却下するのが相当と監査委員会議の合議により決定する。